

富士市DV対策基本計画



あなたをその暴力から守りたい

DVとは「配偶者や内縁の夫・妻、恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力」のことを言います。

市は、国が定めた「DV防止法」に基づき、「富士市DV対策基本計画（富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）」を策定しましたので、お知らせします。

DV（ドメスティックバイオレンス）

DVには、殴る、けるなどの**身体的暴力**、大声などなる、無視するなどの**精神的暴力**、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの**性的暴力**、生活費を渡さない、働かせないなどの**経済的暴力**、友人に会わせないなどの**社会的暴力**などがあります。

DVの背景には、夫が妻に暴力を振るうのは仕方がないという社会通念や男性優位の意識、男女の経済格差など、社会構造的な問題が大きく関係していると言われています。

富士市DV対策基本計画

この計画は、DVの防止や被害者に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するものです。また、「第3次富士市男女共同参画プラン」の重点目標の一つである「人権の尊重と女性に対する暴力などの根絶」の達成を目指すための計画として位置づけられています。

今年度は基本計画に基づき、相談体制と機能の充実を図るため、「富士市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、**DV相談専用電話**を開設しました。

計画の概要

計画の期間

平成24年度～28年度の5年間

計画の基本理念

DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ

計画の基本目標

- 1 DVを許さない、見逃さない環境づくりの推進
- 2 いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり
- 3 DV被害者とその子どもの安全を守る保護環境の整備
- 4 DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施



女性に対する暴力根絶のシンボルマーク

一人で悩まないで！

あなたの悩みを相談してください

相談無料。
秘密厳守

DV被害者の多くがだれにも相談せず、一人で悩みを抱え込んでいます。

女性相談員が、あなたの話を聞き、ともに考え、問題解決に向けて支援します。ぜひ、相談してください。

相談日／月～金曜日

※祝休日、年末年始は除く。

相談方法／電話による相談

面接相談（要予約）

■富士市配偶者暴力相談支援センター

（DV相談専用電話）

時間／9時～17時15分

☎(51)1128

■女性のための相談室

時間／9時～12時、13時～16時

場所／男女共同参画センター内

（フイランセ西館3階）

☎(64)8997

問い合わせ

福祉総務課

☎(55)2758

FAX(52)2290